平成２６年（フ）第５８号
広島県尾道市因島土生町1825番地15
債務者　福羅　隆彰
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第６４号
広島県三原市和田３丁目８番１号
債務者　藤田　佳洪
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第６１号
香川県高松市新田町乙11番116、申立時及び住民票上の住所香川県高松市亀岡町19番21号
債務者　山谷　睦子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７２号
愛媛県西条市新田90番地２
債務者　冨井　京子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１１８号
愛媛県新居浜市新田町１丁目19番10号
債務者　飛鷹　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１１９号
愛媛県新居浜市喜光地町１丁目９番23号
債務者　合田マチ子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５６号
愛媛県今治市伯方町木浦甲3939番地２
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第６２号
愛媛県今治市中日吉町３丁目３番12号　大内アパート301号室、前住所愛媛県今治市菊間町種3670番地１
債務者　木村　守人
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３１４号
高知市一宮西町４丁目18番35号　改住２号
債務者　寺村　一成
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０４号
大分市大字津守1189番地の２
債務者　阿部　雄大
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内890番地、住民票上の住所熊本市東区保田窪４丁目18番53号　ユニテック長嶺105号室
債務者　濱砂　孝浩
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３１９号
鹿児島県鹿児島市東谷山６丁目33番18号　エレガンス大戸103号
債務者　築地智恵美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２０号
鹿児島県鹿児島市東谷山６丁目33番18号　エレガンス大戸103号
債務者　築地　龍二
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市南新町８番14号　テルハイツ203号
債務者　内山　久幸
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番24―33号
債務者　新福　慎吾
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３４２号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番24―24号
債務者　本田　徳明
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
鹿児島県鹿児島市松原町１番28号　藤田ビル401号
債務者　伊集院直美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目21番７号　コーポ谷山201号
債務者　田中　智治
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係